

○平成21年4月以降の新規加算について(新体系)

(別添6)

NO	サービス名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容
1	居宅介護	初回加算			サービス提供責任者が、新規利用者に対し、居宅介護計画の作成とともに初回訪問時に自らがサービス提供を行なう又は事業所のヘルパーに同行訪問する等のサービス提供責任者の手間に着目し、本加算を創設
2		緊急時対応加算			家族の入院等による利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更及びヘルパーの手配、場合によっては自らがサービス提供を行なう等のサービス提供責任者の手間に着目し、本加算を創設
3		特定事業所加算		○	地域で生活する障害者を支援する訪問系サービスのサービス提供事業所の確保を図る観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備、重度障害者への対応などを積極的にを行っている特定の事業所を評価する本加算を創設。
4		特別地域加算	○		中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスに対して、その報酬に15%加算を行う。
5	重度訪問介護	初回加算			NO1と同様
6		緊急時対応加算			NO2と同様
7		特定事業所加算		○	NO3と同様
8		特別地域加算	○		NO4と同様
9	行動援護	初回加算			NO1と同様
10		緊急時対応加算			NO2と同様
11		特定事業所加算		○	NO3と同様
12		特別地域加算	○		NO4と同様
13	療養介護	福祉専門職員配置等加算		○	福祉人材の確保の必要性、また、サービスの質を確保する観点から、国家資格等を保有する専門性の高い職種(介護福祉士(CW)・社会福祉士(CSW)、精神保健福祉士(PSW)等)に対して報酬上の評価を行う。
14	生活介護	人員配置体制加算		○	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所について、所定単位数を加算する。
15		福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
16		欠席時対応加算			利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合に、所定単位数を算定する。
17		リハビリテーション加算		○	医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が利用者に対し支援を行っており、当該利用者のリハビリテーション実施計画の作成、見直し等を行っている場合等について報酬上の評価を行う。
18	児デイ	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
19		医療連携体制加算			医療機関等との連携により、看護職員を指定サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、利用者に対し一日につき所定単位数を算定する。
20		欠席時対応加算			NO16と同様
21		指導員加配加算		○	指定基準上で定められている職員配置とは別に直接処遇職員を配置している場合に本加算の対象とする。
22	短期入所	医療連携体制加算			NO19と同様
23		短期利用加算			指定短期入所を行った場合に、利用者が利用を開始した日から連続して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。
24		重度障害者支援加算	○		短期入所において、ケアホームで評価されている「重度障害者支援加算」を算定可能な取り扱いとする。
25		単独型加算		○	普段通り慣れた日中活動サービス事業で引き続き単独型短期入所を利用する者がいる場合は、昼間サービス提供を行う職員が引き続き夜間支援を行うことも考慮し、翌日の日中に夜間支援を行った職員に代えて非常勤職員を配置できるだけの人件費を加算で評価する。
26		栄養士配置加算		○	短期入所においても、施設入所支援で評価されている本加算を算定可能な取り扱いとする。
27		上限額管理加算	○		短期入所事業所も本加算の対象とする
28	重度包括	特別地域加算	○		NO4と同様
29	共同生活介護	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
30		医療連携体制加算			NO19と同様
31		地域生活移行個別支援特別加算	○	○	特別な支援が必要な者の支援を適切に行うため、精神保健福祉士や社会福祉士を加配することにより、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合に算定する。
32		日中支援加算			名称変更(旧:日中介護等支援加算)
33	施設入所	夜勤職員配置体制加算		○	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所について、所定単位数を加算する。
34		夜間看護体制加算		○	施設入所支援には「生活支援員」を配置することとされているが、夜間についても「喀痰吸引」等の医療的ケアが必要な利用者も考えられるため、施設入所支援の時間帯を通して、常に看護師を1人以上配置した場合に、利用者全員に対して加算を算定する。その際、配置するべき生活支援員に代わって看護師を配置した場合にも、加算を算定できることとする。
35		土日等日中支援加算			土日等休日の日中支援にかかる報酬上の評価を明確にするため、本加算を創設する。
36		栄養士配置加算		○	名称変更(旧:栄養管理体制加算)
37		栄養マネジメント加算		○	現行の栄養管理体制加算を「栄養士配置加算」と「栄養マネジメント加算」に分離し、障害者の栄養マネジメントを推進する。
38		経口移行加算			介護保険と同様に、経口移行を適切に行っている場合にも、経口移行加算により評価する。
39		経口維持加算			介護保険と同様に、経口維持を適切に行っている場合にも、経口維持加算により評価する。
40		療養食加算		○	介護保険と同様に、療養食管理を適切に行っている場合にも療養食加算により評価する。(算定する為には栄養士配置加算の体制届出が必要)
41		地域生活移行個別支援特別加算	○	○	NO31と同様
42		入所時特別支援加算			新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から30日の期間について所定単位数を加算する。

NO	サービス名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容
43	機能訓練	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
44		欠席時対応加算			NO16と同様
45		リハビリテーション加算		○	NO17と同様
46	生活訓練	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
47		欠席時対応加算			NO16と同様
48		医療連携体制加算			NO19と同様
49	宿泊型自立訓練	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
50		入院時支援特別加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
51		帰宅時支援加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
52		長期入院時支援特別加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
53		長期帰宅時支援加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
54		地域生活移行個別支援特別加算	○	○	NO31と同様
55		日中支援加算			体調不良等により日中活動を欠席した者に対して必要な支援を行なった場合に、本加算を算定する(共同生活援助と同様)
56		通勤者生活支援加算		○	一般就労をしている者に対して、宿泊型自立訓練に併せて、障害者の就労に関する知識を有する者を配置し、職場での対人関係の調整や相談・助言等を行うことによる定着支援に加え、金銭の管理、健康管理等、一般就労している者に必要となる独立自活に向けての支援を行った場合に加算を算定する。
57		地域移行加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
58		地域移行支援体制強化加算(仮)		○	地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所について、所定単位数を加算する。
59	就労移行支援	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
60		欠席時対応加算			NO16と同様
61		医療連携体制加算			NO19と同様
62		就労支援関係研修修了加算		○	就労移行支援体制加算の対象となっている事業所等において、就労支援に従事する者として1年以上実務経験を持つ就労支援員が、「高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターが実施する就労支援員向けの研修」又は「第1号職場適応援助者(ジョブコーチ)研修」を修了した場合、本加算を算定する。
63		就労移行支援体制加算		○	前年度、前々年度に就職し6ヶ月以上職場定着した者について、平均割合が現員の一定以上である場合、定着率に応じて加算する。
64		施設外就労加算(養成除く)			施設外就労の実施を積極的に進めるため、これらを実施した場合について、加算す
65	就労継続A	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
66		欠席時対応加算			NO16と同様
67		医療連携体制加算			NO19と同様
68		施設外就労加算			NO64と同様
69		重度者支援体制加算		○	障害基礎年金1級の障害者が利用者総数の一定割合以上の場合、加算する。
70	就労継続B	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
71		欠席時対応加算			NO16と同様
72		医療連携体制加算			NO19と同様
73		施設外就労加算			NO64と同様
74		重度者支援体制加算		○	NO69と同様
75		目標工賃達成指導員配置加算		○	目標工賃を達成するための専門指導員を1人以上配置した場合の加算制度を創設する。
76	共同生活援助	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
77		医療連携体制加算			NO19と同様
78		地域生活移行個別支援特別加算	○	○	NO31と同様
79		日中支援加算			区分3以下の利用者や共同生活援助の利用者についても、日中活動を欠席した場合に必要な支援を行った場合に加算を行う。
80		夜間防災体制加算		○	警備会社と契約を行う等、夜間の警備体制等を強化している事業所に対する加算を創設する。
81	相談支援	特定事業所加算		○	要件を満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所に対し、1月につき所定単位数を加算する。
82		特別地域加算	○		NO4と同様

※ なお、本体報酬で新規に支給決定の必要があるものは以下のとおり
・生活介護及び施設入所支援・・・地域移行個別支援対象者決定
・自立訓練(機能訓練)・・・基本決定(視覚障害)

○平成21年4月以降の新規加算について(旧体系)

(別添6)

NO	サービス名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容
1	旧身体入所更生	リハビリテーション加算		○	福祉人材の確保の必要性、また、サービスの質を確保する観点から、国家資格等を保有する専門性の高い職種(理学療法士(PT)・作業療法士(OT))に対して報酬上の評価を行う。
2		療養食加算			介護保険と同様に、療養食管理を適切に行っている場合にも療養食加算により評価する。
3	旧身体通所更生	欠席時対応加算			利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合に、所定単位数を算定する。
4		リハビリテーション加算		○	NO1と同様
5	旧身体入所療護	リハビリテーション加算		○	NO1と同様
6		経口移行加算			介護保険と同様に、経口移行を適切に行っている場合にも、経口移行加算により評価する。
7		経口維持加算			介護保険と同様に、経口維持を適切に行っている場合にも、経口維持加算により評価する。
8		療養食加算			NO2と同様
9	旧身体通所療護	欠席時対応加算			NO3と同様
10		リハビリテーション加算		○	NO1と同様
11	旧身体入所授産	療養食加算			NO2と同様
12	旧身体通所授産	欠席時対応加算			NO3と同様
13	旧知的入所更生	療養食加算			NO2と同様
14	旧知的通所更生	欠席時対応加算			NO3と同様
15	旧知的入所授産	療養食加算			NO2と同様
16	旧知的通所授産	欠席時対応加算			NO3と同様

○平成21年4月以降の新規加算について(障害児)

(別添6)

NO	サービス名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容
1	知的障害児施設	福祉専門職員配置等加算		○	福祉人材の確保の必要性、また、サービスの質を確保する観点から、国家資格等を保有する専門性の高い職種(介護福祉士(CW)・社会福祉士(GSW)、精神保健福祉士(PSW)等)に対して報酬上の評価を行う。
2		栄養士配置加算		○	名称変更(旧:栄養管理体制加算)
3		栄養マネジメント加算		○	現行の栄養管理体制加算を「栄養士配置加算」と「栄養マネジメント加算」に分離し、障害者の栄養マネジメントを推進する。
4		心理担当職員配置加算		○	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所について、所定単位数を加算する。
5		看護師配置加算		○	授業等医学的管理を必要とする児童に対する処遇の強化について、看護師による日常の体調把握や緊急時の対応など医療的支援体制の充実を図るため、本加算を創設。
6		地域移行加算			現在、障害福祉サービスで認められている本加算を設け、施設の退所に係る諸調整を評価する。但し、対象施設は、入所施設に限る。
7	第一種自閉症児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
8		地域移行加算			NO6と同様
9	第二種自閉症児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
10		栄養士配置加算		○	NO2と同様
11		栄養マネジメント加算		○	NO3と同様
12		心理担当職員配置加算		○	NO4と同様
13		地域移行加算			NO6と同様
14	知的障害児通園	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
15		欠席時対応加算			利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合に、所定単位数を算定する。
16		栄養士配置加算		○	NO2と同様
17	盲児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
18		栄養士配置加算		○	NO2と同様
19		栄養マネジメント加算		○	NO3と同様
20		心理担当職員配置加算		○	NO4と同様
21		看護師配置加算		○	NO5と同様
22		地域移行加算			NO6と同様
23	ろうあ児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
24		栄養士配置加算		○	NO2と同様
25		栄養マネジメント加算		○	NO3と同様
26		心理担当職員配置加算		○	NO4と同様
27		看護師配置加算		○	NO5と同様
28		地域移行加算			NO6と同様
29	難聴幼児通園	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
30		欠席時対応加算			NO15と同様
31		栄養士配置加算		○	NO2と同様
32		人工内耳装用児支援加算	○		人工内耳を装用している障害児に対して、指定施設支援を行った場合に本加算を算定する。
33	肢体不自由児(入所)	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
34		地域移行加算			NO6と同様
35	肢体不自由児(通所)	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
36		欠席時対応加算			NO15と同様
37	肢体不自由児療護	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
38		栄養士配置加算		○	NO2と同様
39		栄養マネジメント加算		○	NO3と同様
40		心理担当職員配置加算		○	NO4と同様
41		地域移行加算			NO6と同様
42	肢体不自由児通園	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
43		欠席時対応加算			NO15と同様
44	指定医療機関(身体)	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
45		地域移行加算			NO6と同様
46	重症心身障害児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
47		地域移行加算			NO6と同様
48	指定医療機関(重心)	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
49		地域移行加算			NO6と同様